

## 第5章 ゾーニングマップ利用時の留意事項

本町では、本ゾーニング事業を通じたゾーニングマップ作成に付随する成果として、今後事業者等が町内で再エネに係る事業計画を検討する際に参考となる情報を整理しました。

表 5.1 には、本ゾーニングマップの、厚岸町の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた基礎情報（作成時点）を重ね合わせたものであるといった特性を前提に、事業計画を検討する際に留意すべき事項を取りまとめています。また、表 5.2～表 5.5 には北海道地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和 6 年(2024)11 月）に示される「環境配慮事項」に基づき町内に該当する要素について、適正な配慮のための考え方を取りまとめています。表 5.6 には本ゾーニング事業を通じて本町にかかわりのある関係団体・有識者・町民のみなさんから聴取した、本町において特に配慮すべき自然環境等に係る情報や留意すべき事項を「厚岸町特有の環境配慮事項」として取りまとめています。

本町内においては、ゾーニングにおける促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定にかかわらず、表 5.1～表 5.6 に示す留意事項を遵守した事業計画を実施することとします。

表 5.1 ゾーニングマップ利用時の留意事項

ゾーニングマップ利用時の留意事項	
①	今後の事業計画を検討する際には、「北海道による適正な配慮のための考え方」や「厚岸町特有の留意事項」のほか、以下に示すようなガイドラインなどに基づき必要な手続き・措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）</li> <li>➢ 事業計画策定ガイドライン（風力発電）（資源エネルギー庁）</li> <li>➢ 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（資源エネルギー庁）</li> <li>➢ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）</li> <li>➢ 風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第 2 版）（環境省）</li> <li>➢ 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン（北海道）</li> </ul>
②	事業計画の検討にあたっては、町の導入目標および他事業計画との兼ね合いを踏まえ、可能な限り早期に町役場、関係行政機関へ相談するとともに、地域住民への説明を行うこと。また、町境界周辺で事業計画を検討する際には、上記と同様に隣接する自治体、関係行政機関、地域住民に対して相談・説明を行うこと。
③	ゾーニングマップでは現時点（令和 8 年 3 月時点）で入手可能な環境情報を用いて作成しているため、必要に応じて最新の情報を収集して見直すこと。
④	今回のゾーニングは再エネにおける適地誘導を図るものであるが、地域脱炭素化促進事業として実施する再エネ事業を除き、その区域を法的に規制するものではない。
⑤	今回のゾーニングは公な規制条件をもとに行政が作成する再エネ導入の観点によるエリア設定であることから、実際の開発時には地権者の同意が必要となる。
⑥	既に人工的に利用されている土地が保全エリアの対象となっている場合は、土地利用方法等を考慮し、保全エリアの該当とするか否かについて、町で個別に判断する。

表 5.2 北海道により示されている環境配慮事項（1/4）

要素	環境配慮事項	適正な配慮のための考え方
・ 水資源保全地域	水の濁りによる影響（太陽光）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用水取水地点や水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
・ 学校、病院、福祉施設、居住地等	騒音による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置物等に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・ 事業実施場所から保全対象施設までの距離を 1km 以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	反射光による生活環境への影響（太陽光）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように、事業地の周囲に植栽する、反射を抑えた仕様の資材を採用することなどの措置を講じること</li> <li>・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること</li> </ul>
	影による影響（風力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電（施設）の影が、保全対象施設に長時間重ならない、住民などに不快感を与えないなど環境の保全に必要な措置（配置）を講じること</li> </ul>
	大気質への影響（バイオマス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施場所から保全対象施設までの距離を 1 km 以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は地域住民の健康被害の防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	悪臭による影響（バイオマス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形や風向きに応じたガスの流れを調査し、周辺に与える影響を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 周辺への悪臭を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・ 事業実施場所から保全対象施設までの距離を 1km 以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
・ 日本の地形レッドデータブック	重要な地形及び地質への影響（風力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
・ 土砂災害危険箇所 ・ 山地災害危険地区	土地の安定性への影響（風力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・ 切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること</li> </ul>
・ 道路	土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること</li> </ul>
・ 漁港区域	土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地 ・ KBA	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、埒（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること</li> <li>・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>

表 5.3 北海道により示されている環境配慮事項（2/4）

要素	環境配慮事項	適正な配慮のための考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地</li> <li>・ KBA</li> </ul>	地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト掲載種</li> <li>・ 指定希少野生動植物種</li> </ul>	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、埒（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること</li> <li>・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 施設の工事で稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電における鳥類のセンシティブイマップ</li> </ul>	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響（風力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意喚起レベル A1・A2・A3 の区域は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲では事業を原則実施しないこと</li> <li>・ 注意喚起レベル B・C の区域や事業の実施を避けられない場合は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲を避けること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植生自然度 8・9 の区域</li> </ul>	植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定植物群落</li> <li>・ 巨樹・巨木林</li> </ul>	植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

表 5.4 北海道により示されている環境配慮事項（3/4）

要素	環境配慮事項	適正な配慮のための考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い海域</li> <li>・ 北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原</li> </ul>	地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度 1～7 の地域</li> <li>・ 北海道立自然公園の普通地域で植生自然度 1～7 の地域</li> </ul>	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・ 構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長距離自然歩道</li> </ul>	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・ 構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観計画区域</li> </ul>	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・ 構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>

表 5.5 北海道により示されている環境配慮事項（4/4）

要素	環境配慮事項	適正な配慮のための考え方
・ 身近な自然地域	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
・ 公園	その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul>
・ 下水道	その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
・ 用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該区域の指定理由を踏まえ、用途地域による居住や商業などの市街地環境を損なわない等の環境保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指定文化財（重要文化財を除く）</li> <li>・ 国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）</li> <li>・ 北海道指定文化財（有形文化財を除く）</li> <li>・ 北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）</li> </ul>	その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
・ 記念保護樹木	その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣に指定された記念保護樹木が存在している場合は、樹木の生育や保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
・ (農用地区域外)第1種農地	その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること</li> </ul>

表 5.6 厚岸町特有の環境配慮事項

再エネ種別	カテゴリー	各再エネにおける環境配慮事項
全体	適切な開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関係法令、条例、関係省庁ガイドライン等の規定を遵守し、必要な手続き・措置への対応を行う</li> <li>➢ 事前に土地及び周辺環境の調査・影響評価を行い、厚岸町の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点より、適切な土地の選定、開発計画の策定を行うよう努める</li> <li>➢ 土砂災害警戒区域においては土砂災害が発生するリスクがあることを勘案したうえで、適切な施工計画や配置計画を作成する</li> </ul>
	地域環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 既存情報のみでは把握できない事項（騒音、風車の影、太陽光パネルの反射光、電波障害、水の濁り、家畜等への影響、夜間の光（航空障害灯）、低周波音など）への対応に努める</li> <li>➢ 全ての土地で環境保全の配慮が必要だが、特に希少動植物生息・生育ポテンシャルエリア内においては適切な対策を実施する</li> <li>➢ 厚岸町として自然環境と調和した再エネ事業を目指していることから、大規模な森林伐採（0.5ha以上）※1を伴う場合は事業を回避することが望ましい</li> <li>➢ 国道44号線等、主要な幹線道路などから見えにくい設備配置とし、周辺からの視認性や景観との調和に最大限配慮する（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）</li> <li>➢ 保全エリアとしている河川から30mの範囲で土地を取得することは可能であるが、動植物の生態環境保全のため、自然環境を残し、土地の変更を避ける</li> </ul>
	行政・地域との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ エリアの種類にかかわらず、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」に基づき、住民説明会の開催等、厚岸町役場や地域住民と必要に応じて適切なコミュニケーションを図るとともに、周辺地域に配慮した適切な事業の実施に努める（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）</li> <li>➢ 事業計画については厚岸町役場へ事前に説明を行い、特に河川沿いの事業である場合は、河口海域の漁業に支障をきたさないよう、町内漁業関係者とも適切な調整を図る（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）</li> </ul>
太陽光（小規模）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 農業用施設で導入する場合は、施設と一体的に設置される、自家消費型太陽光発電に限る</li> <li>➢ 営農型太陽光発電を導入する場合は、一時転用許可を要する</li> <li>➢ 厚岸町の気象条件や周辺の日影の影響、屋根・敷地の形状や勾配に留意して導入を検討する</li> <li>➢ 保全エリア内の住宅は、太陽光発電の設置に関する保全の対象とはならない</li> </ul>
太陽光（中・大規模）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 用途地域の調整エリアは建物系太陽光に限定する</li> </ul>
陸上風力（小規模）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鳥類への影響度について調査し、バードストライク発生可能性がある場合には防止策を定める</li> <li>➢ 風況や、まわりの障害物の有無、気象条件（落雷、着雪・着氷、砂塵など）などについて調査し、長期安定的な発電の継続に支障がないか確認する</li> </ul>
陸上風力（中・大規模）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「海風類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）【令和4(2022)年8月】（環境省）」に準じ、適切な事業の検討・実施に努める</li> <li>➢ 設備が自衛隊等の運用に影響を及ぼす可能性があることから、事業計画時は防衛省に事前相談する</li> </ul>
バイオマス	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 騒音・振動や臭気の規制基準に対する措置を適切に行う</li> <li>➢ 安定的に調達可能な燃料とその調達ルートについて検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定する</li> <li>➢ 燃料の運搬・搬入にあたり、周辺環境への影響（騒音、粉じん等）に配慮した運搬ルートを計画する</li> <li>➢ ライフサイクル GHG※2の確認のため、想定する調達先からの各バイオマスの輸送距離を算定・申告し、既定値を下回ることを申告する（輸送距離は木質は20km圏内、畜産は5km圏内が望ましい）</li> </ul>
	木質バイオマス（熱利用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業が木材の既存用途へ与える影響を最小限にするように努める</li> <li>➢ 設備の導入にあたっては空きスペースの有効利用が望ましく、設備が周辺環境の景観に調和するよう努める</li> </ul>
	家畜バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 消化液などの副生成物を安定的・継続的に利用しないし処理する計画を策定するように努める</li> <li>➢ 保全エリアとしている悪臭規制地域外の居住地の付近で家畜バイオマス事業を実施する場合、悪臭の影響に配慮する</li> </ul>

※1 森林法では地域森林計画対象民有林において 0.5ha 以上の太陽光発電の設置を目的とした林地開発を行う場合、都道府県知事の許可が必要となることから、0.5ha 以上を「大規模な森林伐採」と定義する。

※2 バイオマス燃料の原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）の総量